平成２３年（フ）第３２２４号
神奈川県大和市林間２丁目11番13号
破産者　有限会社アイランドマート
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３５号
静岡県浜松市北区細江町中川4435番地の２
破産者　株式会社エヌオー技研
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
沖縄県名護市字宇茂佐908番地
破産者　株式会社大国建設工業
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４８号
沖縄県沖縄市園田３丁目１番22号
破産者　與那嶺宏明
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第７６号
沖縄県沖縄市安慶田１丁目15番17号
破産者　伊野波正松
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１７１号
青森県弘前市大字新法師字泉132番地１
破産者　清藤　晴樹
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１８号
滋賀県長浜市平方町1204番地１
破産者　田島　光子
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
滋賀県長浜市平方町1204番地１
破産者　田島　茂洋
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
大阪府高槻市大塚町１丁目５番９号
破産者　前田　浩司
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９号
奈良市学園朝日町12番24号　飛鳥荘211号
破産者　羽尾　友宏
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２０６号
札幌市東区北14条東１丁目２番24号　141コーポ603号
破産者　柳本　憲一
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７６号
札幌市豊平区福住１条７丁目７番34号、住民票上の住所旭川市永山９条14丁目５番19号
破産者　宮村　佳明
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４５号
札幌市東区北20条東18丁目７番10号　スタジオ88―103号
破産者　齋藤　晴三
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３号
北海道北見市若葉５丁目２番15号
破産者　菊池　ニノ
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
北海道北見市三楽町225番地５
破産者　成田　昭子
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
北海道北見市三楽町225番地５
破産者　成田　　侑
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
青森市旭町２丁目21番１号
破産者　坂井　倫彦
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６３２号
仙台市若林区大和町５丁目28番８―704号、開始決定時の住所仙台市宮城野区福住町８番地の４　セレンシティ福住101
破産者　大場　俊勝
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７５２号
仙台市宮城野区名掛丁127番地の１　イーストプラザ名掛丁803、開始決定時の住所仙台市泉区紫山４丁目22番地の14
破産者　石郷岡　卓（旧姓菅崎）
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係